

購入申込書

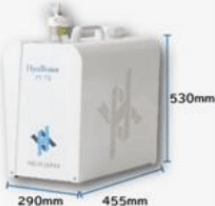
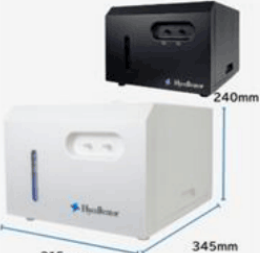
年 月 日

裏面の販売規約に合意の上、水素吸入機ハイセルベーターの購入を申し込み致します。

フリガナ			
ご契約者様			
ご住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
フリガナ			
緊急連絡先 ※ご契約者様以外	氏名： ご契約者様との続柄： 電話番号：		
※以下はご契約者様とお受取人様が異なる場合のみ、ご記入下さい。			
フリガナ			
お受取人様	ご契約者様との続柄：		
お届け先ご住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

2026年8月17日改定

ご希望の機種にチェック☑ をお願い致します。

	HX1600	HX90	PF72	HX600
	 重量 30.0kg	 重量 35.5kg	 重量 23.0kg	 重量 7.8kg
販売価格	☐ 2,900,000円 (税込 3,190,000円)	☐ 1,990,000円 (税込 2,189,000円)	☐ 1,600,000円 (税込 1,760,000円)	☐ 1,300,000円 (税込 1,430,000円) ☐ 白 ☐ 黒

※お申込みの前に、必ず裏面の販売規約をご確認ください。

商品等に関するお問合せ

TEL 0120-620-313(平日 8:30~17:30)

Email info@helixj.co.jp

販売規約

売主 株式会社ヘリックスジャパン（以下「甲」という）と、買主（以下「乙」という）は、購入申込書（以下「申込書」という）に意思表示なされた製品（以下「本製品」という）の売買に関し、次の通り合意する。

第1条 本製品の売買代金は、申込書記載の通りとし、乙は次の通り、甲の指定する銀行口座に振込む方法にて支払う。
なお送金手数料は乙の負担とする。

第2条 甲は、第1条による売買代金全額の支払完了後に本製品の出荷準備が整い次第、本製品を乙指定の納品場所に納品する。

① 納品に関わる送料（国内）は、甲が負担する。

② 乙が、本製品の設置場所を変更するときは、甲に設置場所を通知し、これに要する送料等の費用は、乙の負担とする

第3条 甲は、本製品の適正な使用および性能維持のため、以下の場合においてメンテナンスを実施する。

なお、機種ごとにメンテナンスの条件および費用が異なります。

【HX90・PF72】

次の各号のいずれかに該当する場合、乙は有料にて甲の実施するメンテナンス（42,900 円（税込）～49,500 円（税込）を受けなければなりません。

① 本製品の使用時間が 1,000 時間に達した場合。

② 本製品の使用時間が 1,000 時間に満たない場合であっても、本製品の納品日から 1 年が経過した場合。

③ 本製品の未使用期間が 3 ヶ月以上継続した場合。

④ 前回のメンテナンスから、上記①～③のいずれかに該当する状態となった場合。

【HX1600・HX600】

次の各号のいずれかに該当する場合、乙は甲の実施するメンテナンスを受けることができます。

① 本製品の未使用期間が 3 ヶ月以上継続した場合。

② 保証期間終了後に乙がメンテナンスを希望する場合。この場合、基本工賃として 55,000 円（税込）～が発生し、部品交換が必要な場合は、別途部品代がかかります。

第4条 乙は、本製品を使用するにあたっては次の各事項を遵守するものとする。

① 甲作成の「安全上のご注意」等、取扱説明書の用法に従って使用すること。

② 本製品を使用するにあたり、甲指定の専用水及び付属品を使用し、それ以外の品物を使用しない。

③ 本製品の分解、改造その他本製品に変更を加えてはならない。

④ 自らまたは甲以外の第三者により、本製品の補修等を行わない。

⑤ 第3条に従い、メンテナンスを受けること。

第5条

1.本製品の保証期間は、原則として納品日の翌日から 1 年間とする。

2.保証期間中に、乙の故意または過失によらず、本製品に故障または不具合が発生した時は、乙はその旨を甲に連絡する。
この場合、甲は無償で故障部分の修理、または代替品との交換を行う。

3.保証期間中であっても、次の場合は有償修理（保証対象外）とする。

① 乙が第4条各号に違反した場合

② 故障が乙の故意または過失による場合

③ 保証書の提示がなかった場合

④ 火災、地震、風水害等の天変地異その他不可抗力による故障

第6条 本製品の所有権は、売買代金全額の支払完了と同時に、甲から乙に移転する。

第7条 法令の改正、行政庁による指導の変更または強化等、甲の責に帰すべき事由によらず、もしくは本製品の製造、使用に関し、本契約締結時点で科学的または合理的に予測し得ない事情等の変更が生じた場合、甲及び乙は互いに、相手方に対し損害賠償等その他の請求をすることはできない。

第8条 本契約に定めなき事項、または、本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

東京都千代田区九段南 2-3-27 AYA 九段ビル 3F

株式会社ヘリックスジャパン

代表取締役社長 豊泉幸太